

**青梅市営住宅条例の一部を改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市営住宅長寿命化計画において用途廃止と判定された市営住宅のうち、入居者からの明渡しが完了したものについて、用途廃止したいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市営住宅条例の一部を改正する条例**

青梅市営住宅条例（平成 9 年条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「別表 1」を「別表第 1」に改める。

第 4 3 条の 2 第 2 項および第 4 3 条の 4 第 2 項中「別表 2」を「別表第 2」に改める。

別表 1 を別表第 1 とし、同表青梅市営東青梅住宅の項を削る。

別表 2 を別表第 2 とし、同表青梅市営東青梅住宅駐車場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。